

## 旅客自動車運送事業に係る安全体制の整備を求める意見書

本年1月15日午前1時55分頃、長野県北佐久郡軽井沢町の入山峠付近で、定員45人の大型観光バスがガードレールをなぎ倒し、道路わきに転落する事故が起きた。多くの方が死傷され、心から哀悼の意を表するものである。

この事故の背景には、国の規制緩和でバス事業への算入が免許制から許可制になるなど、業界の飽和、格安バス需要の急増による運転手不足、可処分所得の低い層を中心として、格安バスに対するニーズの存在と運賃値下げ競争、ドライバーに対する教育・経験の不足、長距離を一人で運転することに対する過労など、労働者の労働環境、「発注側」たる企画会社が「下請け」たる運行会社に安価に委託する構図、バス車体の安全対策や構造上の問題など、様々な要因があると思われる。

よって、本議会は旅客自動車運送事業について、その輸送の安全性を確保し、利用者・乗務員の安全を守るため、下記の事項について強く要請する。

### 記

1. バス事業への参入時・更新時の審査をより慎重かつ厳格に行うこと。
2. 運転手不足及び運転手高齢化問題について、必要な対策を講ずること。
3. 各事業所に対し、コンプライアンス徹底の指導を行うこと。
4. 各自動車メーカーに対し、バス車体の安全性向上を依頼すること。
5. 現行昼間500km、夜間400kmとなっている一人での運転上限の見直しを検討すること。
6. 労働者の過労について、その実態を調査し、所用の対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

### 【提出先】

衆議院議長 大島 理森 殿  
参議院議長 山崎 正昭 殿  
内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
国土交通大臣 石井 啓一 殿

## 精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書

厚生労働省は、平成16年の精神保健福祉の改革ビジョンにおいて「入院医療から地域生活中心へ」という基本方針を提示してきた。この方針により、これまで入院治療が中心であった精神障がい者の行動範囲や生活領域は拡大することとなり、公共交通機関の利用が不可欠となってきた。

しかしながら精神障がい者の所得水準はきわめて低く、この交通費負担は精神障がい者本人の社会参加の機会を制限することとなり、さらに生活を支援している家族にも負担がかかっている。

一方、障がい者の交通運賃割引について、身体障がい者の外部障がい者は昭和25年、内部障がい者は平成2年、知的障がい者は平成3年より実施されているが、精神障がい者の場合は、その公共交通機関利用のニーズは他障害と何ら変わるものではないにもかかわらず、未だJR等の交通運賃割引制度から除外されたままになっている。

さらに、平成18年10月より精神障害者保健福祉手帳にも原則として他障害と同様に写真を添付することとなったため本人確認も可能になり、現在では精神障がい者を交通運賃割引制度の対象から除外する根拠もなくなったと思われる。

平成26年2月に日本は国連障害者権利条約の締結国となり、平成28年4月には障害者差別解消法が施行される。

国連障害者権利条約第4条は「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適当な措置をとること」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」第20条では「障害者自身が自ら選択する方法で自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること」を明文化し、障害者差別解消法第1条も「この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、すべての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もってすべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に資することを目的とする」と定めている。

このように、国連障害者権利条約の締結、障害者差別解消法も施行される中で、精神障がい者を福祉制度の対象から除外することは、日本国憲法、障害者基本法、障害者差別解消法の理念・条文に照らしても不合理であり、このような状態が今後も続くようであれば精神障がい者の社会参加と平等への切実な願いは潰えてしまうのは明白である。

よって、本議会は下記の事項について強く要請する。

記

1. 精神障がい者に、他障害同等の交通運賃割引制度を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【提出先】

衆議院議長 大島 理森 殿  
参議院議長 山崎 正昭 殿  
国土交通大臣 石井 啓一 殿  
厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿  
総務大臣 高市 早苗 殿

## 地域からの経済好循環の実現に向け、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

労働者の4割が非正規雇用、4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアとなり、平均賃金は2000年に比べ15%も目減りしている。世界にも例のない賃金の下落が、消費低迷、生産縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招いており、政府が「賃上げによる経済の好循環」を目指すことは理論的には正しい。

2015年の地域別最低賃金は、最高の東京で時給907円、鳥取県は最も低い693円に過ぎず、フルタイムで働いても年収120万～150万円では、人間らしいまともな暮らしはできない。また地域間格差も大きく、本県と東京では、同じ仕事をしていても時給で214円も格差があるため、若い労働者の県外流出を招いてしまっている。

安倍首相は、昨年11月の経済財政諮問会議で「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円をめざす」と述べ、「GDPにふさわしい最低賃金にする」として、現在の最低賃金の水準の低さを認めた。しかし、2010年の雇用戦略対話では「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」とした「政労使合意」が成立している。「毎年3%程度」では、雇用戦略対話での合意を先延ばしし、格差と貧困の解消を遅らせるだけである。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は低水準と地域格差が特異点であり、先進諸国のグローバル・スタンダード近づくためには、最低賃金の地域間格差の是正・全国一律への改正と金額の大幅な引き上げが必要である。“最低賃金1,000円以上”は、中小企業には支払いが困難との意見もあるが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で時間額1,000円以上、月額約20万円以上が普通である。高い水準の最低賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせている。そのために、政府が率先して大規模な中小企業支援策を講じて最低賃金引き上げを支えている。日本でも、中小企業への支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要がある。生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度額等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができる。

よって、本議会は下記の事項について強く要請する。

### 記

1. 政府は、ワーキング・プアをなくすため、最低賃金を引き上げること。
2. 政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小さ

せるための施策を進めること。

3. 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現すること。
4. 政府は、中小企業に対する代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章をふまえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【提出先】

衆議院議長 大島 理森 殿  
参議院議長 山崎 正昭 殿  
内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿